

## 虐待が発見されてからの流れ・ケース会議・措置制度などについて

- 関係法（本稿では、「児童福祉法」を「法」、「児童虐待防止法」を「防止法」と略記します）
  - ・児童福祉法 昭和22年12月12日法律第164号 平成23年1月1日施行
  - ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）  
平成12年5月24日法律第82号 平成12年11月20日施行

### I 児童相談所について

#### 1 児童相談所とは（法第12条）

- ① 児童相談所は、18歳未満の子ども（児童）及び家庭からの相談に応じ、必要な調査や医学的・心理学的・教育学的・社会的・精神保健上の判定を行ったうえで、面接指導や児童福祉施設入所や里親委託などの必要な援助・措置を行う相談機関です
- ② 利用契約により障害児施設を利用する児童の保護者に支給される障害児入所給付費の支給の要否に関して意見を述べる立場でもあります（法第24条の3）
- ③ 市町村の児童に係る相談援助活動への支援、里親の相談・支援なども行います
- ④ 児童相談所は都道府県及び政令指定都市に設置（平成18年から中核市も設置可）

#### 2 宮城県内の児童相談所

- ① 中央児童相談所（名取市）  
管轄：塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、伊具郡、刈田郡、柴田郡、亶理郡、宮城郡、黒川郡
- ② 北部児童相談所（大崎市）  
管轄：大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡
- ③ 東部児童相談所（石巻市）  
管轄：石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
- ④ 東部児童相談所気仙沼支所（気仙沼市）  
管轄：気仙沼市、本吉郡
- ⑤ 仙台市児童相談所

#### 3 児童相談所の組織及び職員体制（宮城県の場合）

- ① 家庭支援班（相談・措置担当）：
  - ・児童の相談に応じ、必要な調査や支援を行う班。児童福祉司が配置
  - ・児童福祉施設入所や里親委託に関する手続き（措置）や障害児入所給付費の支給決定に関する事務、里親登録申請に関する調査なども行います
  - ・児童福祉司：児童の保護その他の児童の福祉に関する相談に応じ、必要な支援・指導を行うケースワーカー
- ② 判定指導班（判定・指導担当）：
  - ・児童の医学的、心理学的判定や治療を行う班。児童心理司や保健師が配置
  - ・母子保健法にもとづく乳幼児の定期健康診査で、知的な発達面でより精密な検査を必要とした場合も担当します（乳幼児精神発達精密健康診査）
  - ・児童心理司：心理検査や行動観察等によって児童に対する心理学的診断を行い、心理療法やカウンセリングなどを行う職員
- ③ 一時保護所（一時保護担当）：
  - ・保護を必要とする児童（要保護児童）を一時的に預かって養育するとともに、どのような処遇が適当かを判断するために、児童の性格や生活態度などの観察を担います
  - ・児童指導員や保育士が配置
  - ・宮城県で一時保護所を有するのは中央児童相談所と仙台市児童相談所のみ

#### 4 児童相談所で取り扱う相談

- ① 養護相談：家庭で養育することが困難な状況にある児童についての相談
  - ・児童虐待相談：児童虐待防止法で規定する児童の虐待に関する相談
  - ・その他養護相談：保護者の失踪や入院、稼働、服役等により家庭で養育が困難である児童、親権者や未成年後見人の持たない児童に関する相談
- ② 保健相談：未熟児，虚弱児，内部機能障害，小児喘息，その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童についての相談
- ③ 障害相談：身体障害や知的障害，発達障害のある児童についての相談
- ④ 非行相談：法に触れたり，将来が心配な非行をする子どもについての相談
- ⑤ 育成相談：子育てをするのに難しさを抱えている児童や情緒的な障害を抱えている児童，不登校児童についての相談

#### （参考） 子ども総合センター及び附属診療所(子どもメンタルクリニック)について

- ① 子ども総合センターは，子どもの健全育成や，子どもに関わる人材の育成，関係機関の支援を目的に宮城県が独自に設置した機関です（平成13年4月設置）
- ② 附属診療所（子どもメンタルクリニック）は，児童精神科医などが乳幼児の発達や育児不安，神経症や心身症など心の問題をもつ子どもの相談・診療を行う診療所です。各児童相談所を会場にして出張診療も行っています（完全予約制。対象は原則，15歳まで）
  - 《所 在》名取市美田園2丁目1-4（まなウェルみやぎ）
  - 《予約電話》022-784-3575
  - 《受付時間》月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時（祝・祭日は除く）

## II 児童福祉法における子どもの相談機関について

### 1 児童相談法における子どもの相談機関

- ① 市（福祉事務所）町村（法第10条，第25条の7）
- ② 県福祉事務所（法第11条，第25条の8，本県の場合は保健福祉事務所）
- ③ 児童相談所（法第12条，第26条）
- ④ 児童家庭支援センター（法第44条の2，本県は「旭が丘学園児童家庭支援センター」のみ）

### 2 子どもの相談機関・通告受理機関としての市町村

- ① 市町村が子どもや家庭に関する相談機関，児童虐待や要保護児童の発見の「通告」先に
  - ・児童福祉法の平成16年改正（平成17年4月施行）により規定
  - ・児童虐待相談の急増，育児不安などの身近な子育て相談に対するニーズの増加等に対し，児童相談所のみでは対応に限界，多様な機関によるきめ細かい対応の必要性から
 ※ 要保護児童：保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（法第6条の3）。
- ② 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担（市町村児童家庭相談援助指針）

市町村の役割	都道府県（児童相談所）の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 比較的軽微なケースへの対応</li> <li>● 重篤なケースの窓口・交通整理</li> <li>● 施設等から家庭復帰した児童の見守り・その家族が抱える問題の軽減化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村の対応への技術的援助や助言</li> <li>● 重篤なケースへに対する専門的対応</li> <li>● 施設等から家庭復帰した児童やその家族への専門的支援</li> </ul>

- ③ 要保護児童対策地域協議会の設置（法第25条の2，同協議会設置・運営指針）
  - ・要保護（要支援）児童とその保護者，特定妊婦の支援に従事する機関の法定のネットワーク
  - ・情報の共有，支援の方向性や各機関の役割の共通理解に取り組みます。参加機関に守秘義務
  - ・市町村で設置し，関係機関の取り組む支援活動の進行管理を実施

### III 児童虐待について

#### 1 児童虐待の定義と分類

- ① 児童虐待とは、保護者が保護・監督（監護）する18歳未満の子ども（児童）の心やからだを傷つけ、健やかな成長や発達、人格の形成を損なう行為をいいます。「児童虐待防止法」では以下の4つの行為を児童虐待と規定しています（防止法第2条）

##### 【身体的虐待】

子どものからだに傷を生じさせる、または生じるおそれのある暴行を加えること  
 （例）叩く、殴る、骨を折る、首を絞める、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、溺れさせる、布団蒸しにする、異物を飲ませる、冬に屋外に出す、ロープで縛る

##### 【性的虐待】

子どもにわいせつな行為をする、またはわいせつな行為をさせること  
 （例）子どもに性的ないたずらや性行為を強要する、性器や性交・アダルトビデオを見せる、ポルノの被写体にする

##### 【ネグレクト】

子どもに無関心、無反応で放置するなど保護者としての保護や監督を怠ること  
 （例）子どもの健康や安全を気にかけない、健康をそこなうほど衣食住が不適切、親の都合で学校に行かせない、同居人による子どもへの虐待を保護者が止めない

##### 【心理的虐待】

言葉や態度で子どもの心をいちじるしく傷つけること  
 （例）子どもにおどかしや心ない言葉を繰り返し言う、他のきょうだいと著しく差別する、子どもの前でドメスティックバイオレンス（DV）が行われる

- ② 児童虐待は必ずしも保護者に悪意があって行われるとは限りません。**結果として**保護者の行為が子どもの心やからだを傷つけ、成長や発達を妨げてしまえば児童虐待です

#### 2 児童虐待を発見した場合の対応

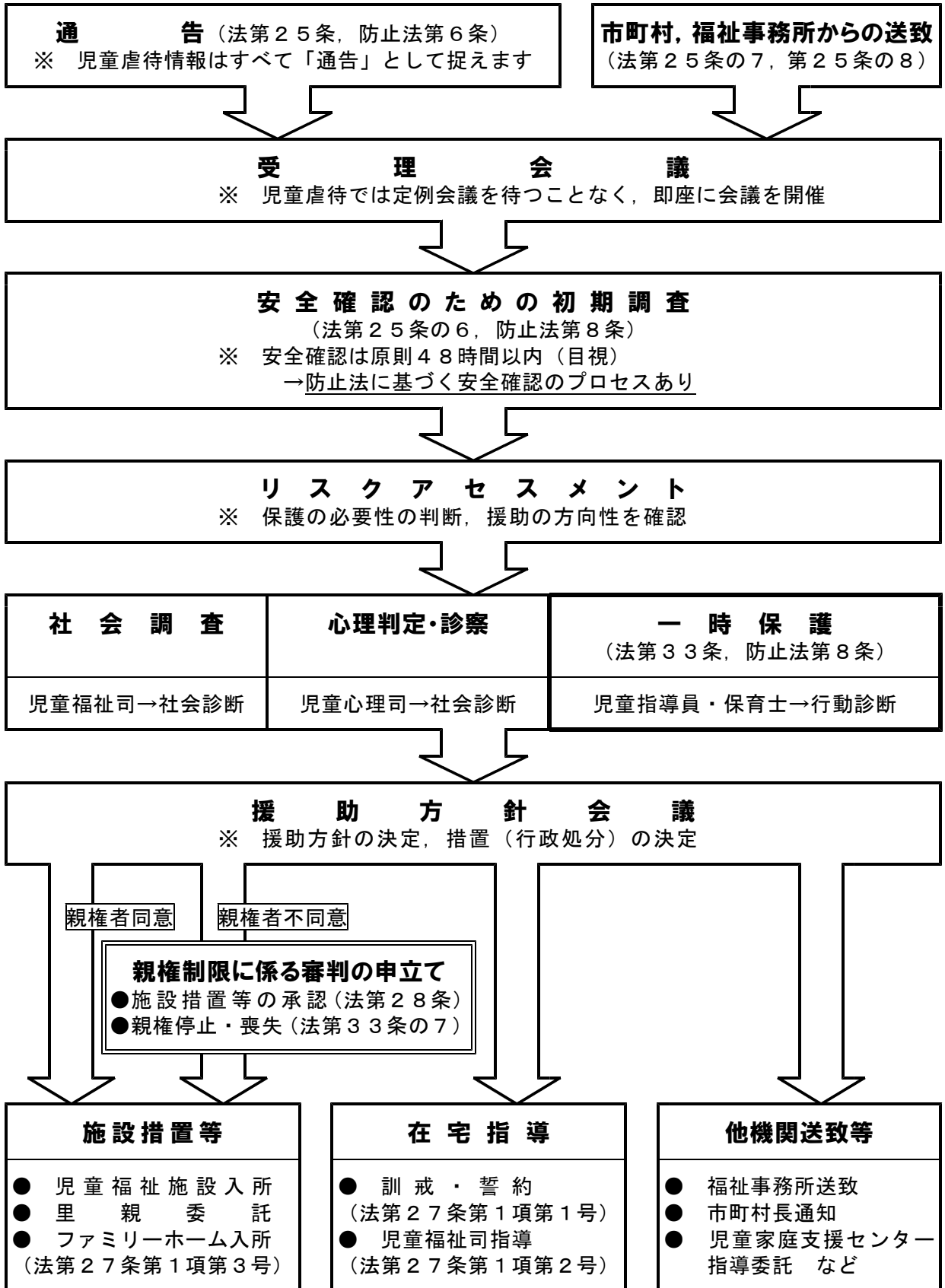
- ① 児童の福祉に職務上関係のある方には、児童虐待の早期発見に努める義務があります（防止法第5条）  
 ・学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、民生児童委員、警察職員、人権擁護委員、家庭裁判所調査官 など
- ② 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、誰でも、市町村や都道府県の福祉事務所、児童相談所に通告する義務があります（防止法第6条・法第25条）  
 ・通告することは刑法の秘密漏示罪や地方公務員法の守秘義務違反にあたりません
- ③ 虐待についての通告は以下のことをできるだけ詳しく伝えていただくよう努めて下さい  
 ・いつ、どこで、どの保護者が、どの子に、どのような児童虐待（の疑い）があるのか  
 ・どのようなことから児童虐待（の疑い）と判断したのか
- ④ 児童虐待を発見、あるいは児童虐待の疑いを抱いた場合は、時間を置かずには通告して下さい

#### 3 児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割分担の考え方

家庭の状況		対応		中心となる機関
虐待に発展するおそれのある家庭 ※要支援児童、特定妊婦	予防	見守り（中長期的）	-----	市町村 要保護児童 対策地域 協議会
		身近な資源を活用した援助（中長期的）		
現に虐待がある家庭 ※要保護児童	軽微な場合	解	消	児童相談所
	重篤な場合	消		

**IV 児童虐待に対する児童相談所の相談援助活動の流れ**

**1 相談援助活動の流れ(宮城県の児童相談所の場合)**



## 2 都道府県(児童相談所)における児童虐待防止法に基づいた安全確認のプロセス

※ 「安全確認のための初期調査」の段階で実施

